



① 応急処置等必要な処置	② 家族等への連絡	③ その他・行政等への連絡
--------------	-----------	---------------

④ 次のいずれかに該当する事故ですか。

- サービス提供による利用者の事故等の発生
- 感染症、食中毒、結核及び乾癬等の発生
- 職員（従業者）の送迎時における交通事故、法令違反、不祥事、利用者への虐待等の発生
- その他報告が必要と認められる事故・事件の発生

いいえ  
→

春日部市への報告は必要ありません。  
事故の分析・防止策の検討、家族への連絡を徹底し、再発防止に努めてください。

はい

⑤ 春日部市介護保険課へ第一報

※提出の際は、パスワードを設定するなど、個人情報に配慮すること

【時期】 発生日から遅くとも 5 日以内を目安とする。

【提出方法】 電子メール kaigo@city.kasukabe.lg.jp

↓

⑥ 事故の分析・防止策の検討

- 事故状況等の分析
- 再発防止策の検討
- 損害賠償の有無の検討

⑦ 家族への連絡

- 利用者等への説明義務は果たしましたか。
- 事故原因や再発防止策について説明しましたか。
- 利用者に事故報告書を積極的に開示するなどし、求めに応じて交付していますか。

↓

⑧ 春日部市介護保険課へ報告

※提出の際は、パスワードを設定するなど、個人情報に配慮すること

【時期】 事故処理の区切りがついたところで、概ね発生から 1 月以内を目安とする。

【提出方法】 電子メール kaigo@city.kasukabe.lg.jp